

清水町乳幼児等医療費の助成制度について

清水町では、子どもが安心して医療を受けられるように18歳までの方（子ども）にかかる医療費（保険診療分のみ）を助成しています。

対象者及び助成の内容は次のとおりです。

1 助成の対象者

清水町に住所を有し、18歳になる年度の末日（3月31日）までの子ども

2 助成の内容

医療費のうち、保険診療の自己負担分全額を助成します。ただし、入院時の食事代など保険外診療にかかる分は対象外となります。

3 助成の方法

(1) 道内で受診したとき

医療機関に受給者証を掲示することにより、窓口での自己負担は生じません。

（ただし、保険外診療等は自己負担となります。）

(2) 道外で受診したとき・受給者証を忘れたとき

医療費自己負担分を一旦お支払いただき、その領収書等（領収書、印鑑、保険証、受給者証及び振込先の預金通帳）を持って、役場窓口で申請してください。後日、自己負担分した助成分を指定口座に振り込みします。

4 受給者証申請方法

清水町で出生された方又は清水町に転入手続をされた方は、各届けの際に申請書を提出していただくことにより受給者証を交付します。申請の際は、印鑑と助成の対象となる方の健康保険証が必要となりますので持参してください。

5 届出が必要な場合

受給者証の交付された後に、健康保険証の種類が変更となったとき、清水町内で住所が変更（転居等）となったときは、届出が必要です。届出の際には、健康保険証、受給者証及び印鑑を持参してください。

6 その他

(1) 入院等により、医療費が高額になることが予想される場合、加入している健康保険の「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関に提示することにより、医療費の支払いが軽減される場合があります。また、市町村民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が軽減されます。

(2) 幼稚園、保育所、小中学校等管理下でのけが等の場合は、独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用となり、医療費助成の受給者証は使用できませんのでご注意ください。

ご不明な点、ご心配な点等がある場合は、町民生活課保険係まで問い合わせください。